

総務常任委員会資料
2019年(令和元年)9月20日
総務局職員室

議案第21号及び第22号関連資料
 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例(案)及び
 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、2020年4月1日から新たに任用する会計年度任用職員の給与等を定めるため、条例を新規制定するとともに、関係する条例等について所要の整備を図ろうとするものです。

【法改正の背景】

地方公務員の臨時・非常勤職員については、これまで、統一的な任用方法及び勤務条件が定められていなかったため、国はこのたび、正規労働者と非正規労働者の待遇格差の是正を含む働き方改革の取り組みと合わせ、臨時・非常勤職員の任用根拠及び勤務条件に関する規定を整備しました。

法改正に伴い、正規職員の取り扱いに準じ、地域手当や期末手当等の支給を可能とする会計年度任用職員制度が新たに導入されることとなります。

2 会計年度任用職員制度等の内容

(1) 定義

年度を超えない範囲内で置かれる非常勤職員(年度単位で再度の任用は可)をいい、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員と、常勤職員と比べて短いパートタイム会計年度任用職員の2つの類型に区分されます。

(2) 処遇

① フルタイム会計年度任用職員

本市においては、現行の臨時的任用職員の給与水準を基本とします。

また、雇用期間が6か月を超える者に退職手当を新たに支給することとなります。

(雇用期間1会計年度あたり、本市正規職員の取り扱いに準じ、平均約15万円を支給)

② パートタイム会計年度任用職員

同種業務のフルタイム会計年度任用職員の給料を基礎に、勤務時間に応じて決定します。

	フルタイム		パートタイム	
	現行(臨時的任用職員)	会計年度任用職員	現行(臨時的任用職員)	会計年度任用職員
基本給	賃金	給料	賃金	報酬
昇給	あり	同左	なし	同左
地域手当	なし	あり	なし	あり
ボーナス	あり	同左	あり(一部職種)	同左
退職手当	なし	あり	なし	同左
社会保険	協会けんぽ	2年目から共済組合	協会けんぽ(一部職種)	同左

(3) 移行対象の職(2019年9月1日時点)

① フルタイム会計年度任用職員

保育士149人・幼稚園教諭57人・用務員58人・調理員12人等 計333人

② パートタイム会計年度任用職員

コミセン事務職員156人・介助員158人・パート保育士72人等 計792人

(4) その他

フルタイム会計年度任用職員のうち保育士及び幼稚園教諭については、必要な人材を確保するため、年収を約30万円引き上げます。

【1会計年度あたりのモデル年収（保育士及び幼稚園教諭）】

単位：円

区分	給料月額	地域手当	例月合計	ボーナス	年収	退職手当	合計
現行	187,200	0	187,200	615,888	2,862,288	0	2,862,288
改正後	195,400	11,724	207,124	681,438	3,166,926	163,549	3,330,475
増減	+8,200	+11,724	+19,924	+65,550	+304,638	+163,549	+468,187

3 制定する条例等

(1) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例

フルタイム会計年度任用職員について、適用する給料表、期末手当の支給及び給与条例の適用除外（昇格など）に関する事項などを規定し、パートタイム会計年度任用職員について、報酬、期末手当及び費用弁償（交通費）の支給に関する事項などを規定します。

(2) 明石市職員の給与に関する条例等の一部改正

① 改正する条例

- ア 明石市職員の給与に関する条例
- イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- エ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- オ 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例
- カ 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の処遇等に関する条例
- ク 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ケ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- コ 明石市職員退職手当条例

② 改正内容

- i 明石市職員退職手当条例について、フルタイム会計年度任用職員への退職手当の支給を規定します。
- ii 会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備を行います。
- iii 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例について、派遣職員への給与を市が全額負担できる旨の規定整備を行います。
- iv 職員の欠格条項の見直しに係る地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行います。

4 制度導入に伴う所要額

会計年度任用職員制度への移行に伴い、フルタイム会計年度任用職員について、退職手当の支給及び共済組合への事業主負担金の支払い（2年目以降）が必要となることや、保育教育職の年収の引き上げなどの処遇改善を行うため、次の費用が新たに発生することになります。

項目	1年目(2020年度)	2年目以降
退職手当の支給	+0.5億円	+0.5億円
共済組合への事業主負担金	—	+0.7億円
保育教育職などの処遇改善	+0.8億円	+0.7億円
合計	+1.3億円	+1.9億円

5 施行期日

2020年（令和2年）4月1日から施行します。

ただし、3(2)②ivの改正については、2019年（令和元年）12月14日から施行します。